

## 令和5年12月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「公立幼稚園・保育所の民営化について」

○青木恒子 日本共産党の青木恒子です。

公立保育所の民営化についてお尋ねします。

香芝市は、交通機関が進み、8か所の駅や高速インターもあり、大阪に勤務しやすい地域です。人口が増えていく可能性を秘めた市でもあります。

転居先を考えるに当たっては、まずは子育てしやすいまちかどうかは、大きなポイントになっています。転居先の学校、保育所や地域医療が安心できるものか、自治体が公的責任を負ってくれるのかどうか、大きな基準になっています。ところが、香芝市の保育の再編計画において、1か所のみ公立保育所を残し、あとは民営化するという乱暴な計画になっています。香芝市を子育てしやすいところだとは認識されないことは明らかです。また、香芝市民の声が生かされていると実感している市民もいないのではないのでしょうか。

2019年の公立幼稚園及び公立保育所の民営化の基本方針を2023年度に大きく変更し、その理由は明らかです。学校統廃合と同じように、非公開で法的根拠のない香芝市公有財産有効活用検討会議の議事録にあるものと全く同一のものが基本方針になっています。十分な検討、市民のアンケートなど一切取られていないことも市民不在の方針になっています。

まず、保育所の現状についてお尋ねします。充足率はどうなっていますでしょうか。

壇上からの質問は終わります。

○福祉部長 令和5年4月、現在の定員に対する入所児童数の割合でございますけれども、公立、私立保育所、こども園、全体の定員2,763人に対する充足率は85.2%でございます。

○青木恒子 公立、私立の内訳は分かりますでしょうか。

○福祉部長 内訳でございますけれども、公立保育所定員740人に対する充足率は100%、私立保育園定員255人に対するものは81.2%、小規模保育園定員76人に対するものは84.2%、公立こども園定員446人に対するものは69.1%、あと私立こども園定員1,246人に対する充足率は78.8%となっております。

○青木恒子 身近な方々からもちょっとお聞きするのですが、公立保育所には入れなかったんだという声もよくお聞きします。公立保育所100%とあるように、本当に市民が希望している

という数値が表れているというふうに思います。

次の質問に参ります。

公立保育所の役割、果たしてきた役割、保育行政をどう見ておられるか、聞かせてください。

**○福祉部長** 役割といたしましては、適正な集団規模による保育、教育の保障、また安全な施設での保育、また子供たちの最善の利益を果たすことを使命としまして、継続的にサービスを行う場所であると認識してございます。

**○青木恒子** 福祉部長の言われるとおりでというふうに思います。継続的にサービスされるということについて、本当にそういう意味では大きな違いもあるというふうに思います。

そして、公共施設、民間保育所との違いということにおきましては、子供、保護者のセーフティーネットになっていることだというふうに思っています。例えば、専門性、科学性、そして人権保障と法令遵守、実質的平等性、民主性、安定性、こういうことがあるというふうに思っています。

公共サービスを長時間にわたり安定的に行わなければならないというのが公的な保育所でありますが、民間保育所は、ある意味、いつ閉鎖なるか分からないという不安定要素を抱えてるということもあるというふうに思います。

民間活力のほうをどういうふうに捉えておられるか、教えてください。

**○福祉部長** 保育所に民間活力を導入することにより、経済的効果だけでなく、土曜日の保育時間の延長でございますとか病児保育事業における体調不良時対応型の保育サービスの向上にもつながると考えております。

**○青木恒子** 民間の保育所のよさも本当にあると思うんですが、残念ながらこの間、民間での子供の事故、民間での学童保育の放課後事業なんかも最近事故がありました。そういう意味におきましては、過去の事故歴、不法行為、違法行為が開示されるというのは、十分に審議されるのは公共サービスではないかというふうに思います。そういう情報が公開されて住民の意思が反映される、議会がまた監視していくという、そういう意味におきましては、公的保育所の役割は大きいというふうに思います。

次に、質問を進めます。

2019年7月策定の公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針と、2023年3月の方針の変更点はどこでしょうか。

**○福祉部長** 主な変更点でございますが、こども園化の手法の変更や策定時に校区に2案あったものを1つに変更等をしたものでございます。

**○青木恒子** 2案を1つにしたというだけのものではなくて、大きな変更点が急遽出てきたことにびっくりしております。そのきっかけとなったのは、香芝市公有財産有効活用検討会議に

示された基本方針と全く同じであります。

例えば、五位堂保育所で見ますと、2019年では幼稚園のほうで4歳児、5歳児の保育をしよう、保育所で3歳児以下の保育をしようという、そういう具体的な案が出されました。ところが2023年ですが、急遽ゼロ歳から5歳の私立こども園の誘致に大きく変更されている。この内容は、まさしく香芝市の公有財産有効活用検討会議の中身と全く同じであります。そういうことについて、資料としても見るからにびっくりするわけですが、こういうふうに大きく変更した理由は何だと思われませんか。

**○福祉部長** 令和5年3月に改定いたしましたのは、令和元年7月策定後、3年を経過しまして、策定時以降に方向性が確定した事業などに方針を合わせるために改定をしたということでございます。

**○青木恒子** 方針を合わせるというのは、先ほど言いましたように香芝市公有財産有効活用検討会議で決まったことが方針になっているのではないのでしょうか。

ちょっと抜き出してみました。令和4年8月3日の第1分科会でもこういうことが記録されています。保育施設を単体施設とする、複合とするかは、民営、公立のどちらからで進めるのか方針を分科会で決めていく。そして、2番目、本分科会の方針では、対象地にこども園設置、駐車場については指定管理終了後廃止、あまりにも具体的なことが検討されてるわけです。そして、3つ目、第3期の着手が遅いという指摘があります。そして、4つ目では管財課において具体的に検討を進め、調査設計に関わる予算措置について、令和4年4月12日に議会上程するように進める、議会对策まで書かれてあるわけです。そして、担当課が10月1日より組織が改編なるけれども、この見直しの方針はこのまま引き継ぎ進めると、その内部事情にまで言っているわけです。そして、もう一つ驚くことは、実績のある業者選定をするという、入札に関わるような内容も記載されています。そして、五位堂の第1地区特定用地の対応方針、方向性、そういうところまで書かれているという。そして、一部の議員しか知らず、あとの議員は知らないという、議会軽視の問題だというふうに、すごく私は憤っています。

そして、じゃあ3年経過したわけですが、3年経過の中、何を検討してこられたのかお聞きします。

**○福祉部長** 毎年、校区ごとの児童数や施設利用状況、そして待機児童数、開発状況等を確認し、再編等に関する基本方針を進めていくに当たりまして検討を行い、今回の改定版では五位堂小学校、二上小学校区につきましては、現在の幼稚園と保育所を受け入れる程度の私立こども園とし、真美ヶ丘西、真美ヶ丘東小学校区については、真美ヶ丘東幼稚園を合わせて私立こども園となるよう改定してございます。また、下田小学校区については案2を選択し、三和小学校、鎌田小学校区につきましては案1を選択し、関屋小学校区につきましては案1を選択し、

改定いたしました。

○青木恒子 この改定をするに当たっていろいろ調査もされたと思うんですが、状況が変化していく中で、アンケートとかパブリックコメントなど市民の声を聞いてこなかったということにとっても大きく疑問が残ります。

2019年の基本方針策定、今回の計画の基盤になっていると考えますが、2018年6月に意識調査をされた、アンケートを取られたというふうにお聞きしています。市民の皆さんに公表したのかどうか、民営化の根拠はどう導き出したのか、教えてください。

○福祉部長 平成30年6月に実施いたしました意識調査につきましては、民営化をするために意識調査をしたものではございません。保護者の方々の幼稚園、保育所に対する意識等を把握するために調査をさせていただき、事業を進めていく際に保護者ニーズを反映させたいと考えてございます。結果につきましては、ホームページにて掲載させていただいております。

○青木恒子 保護者のニーズということは、計画に反映されて当然であります。ただお聞きしておくだけではないというふうに思うわけですが、この策定後、保育士に説明して、1,000名のアンケートを取られたというふうに聞いてます。反対が61.5%ということで、反対の声が多いわけです。そして、この声は本当に民営化には全くつながっていないという市民の声であります。

これを基本に作成した2019年の基本方針も既に揺らいでいます。揺らいでる基本方針をさらに民営化につながる2023年度の基本方針に、市民の皆さんの声も聞かずに急いで計画したのか。3年間で十分時間があります。アンケートやパブリックコメント、市民の皆さんの声を聞いての計画になっていない、そういうふうに思います。

アンケートでは、反対の意見が多くなっていますが、その市民の皆さんの声が反映されていない計画になっています。学校統廃合においても市民の声を聞かないで基本方針を出し、市民に不安と混乱を起こしている行政の責任はとて大きいというふうに思います。

この保育所の民営化についても、市民の声を根拠にしないで何を根拠にして変更されたのか、教えてください。

○福祉部長 先ほど議員のほうから反対の声が多いということでお話しいただいておりますが、意識調査の中の質問でおっしゃっているのは、公立施設の民営化についてどのように思いますかについての回答であるかなと思います。こちらの回答につきましては、一番多いのは分からないが36.5%、2番目に多い回答がどちらでもよいというのが25.1%、3番目が反対の19.5%、4番目が賛成の18.2%となっております。反対の方が最も多くなっているという状況ではございません。

保護者の方は、公立、私立を問わず、どのような施設が子供にとってよいのかを検討されて

いると思われま。

○青木恒子 このアンケートの調査を見ますと、調査を書かれた方は、どちらかといえば仕事を就労されていない方が過半数を超えているという、そういう実態であります。この間、公立保育所を多く利用してこられた方はフルタイムで働いている方、そういう方が多いわけです。就労保障をずっとしてきた公的責任を市民の皆さんはとても期待しているわけです。そういうふうなアンケートの分析の仕方も今後していただきたいと、そういうふうに思います。

### 「学校統廃合問題について」

○青木恒子 大項目の学校統廃合の問題についてお尋ねします。

香芝市の多くの市民の皆さんは、一体統廃合はどうなっているんだと不信と不安が広がっています。基本方針にある廃校対象地域、鎌田、関屋、志都美では7,000名近い住民が学校をなくさないでの思いの署名や嘆願書や、そしてポスターで反対運動が広がっています。何より市民の声、意見も聞かずに何の説明もなく、法的根拠のない香芝市公有財産有効活用検討会議、非公開で決められたことに対する行政不信が広がっています。

香芝市の統廃合の決め方は、全国から見ても例がなく、異常です。香芝市教育委員会からまず方針が出て、その方針を審議会で検討するという逆さまの手続が異常なわけです。基本方針で決められた統廃合するんだという統廃合一択で決めておいて、学校再編方針の具体化のための望ましい検討委員会をつくるなど、全国にもない事例となっています。

市民の皆さんの不信、不安の3つは、1つ目、何の説明もなく勝手に決めた、2つ目、法的根拠のない検討会議で非公開で決めた、3つ目、教育委員会で十分な審議をしないで決めた、市民の皆さんが納得されるような答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

香芝市の適正基準は、いつ、どのような内容で決められたのか、教えてください。

○教育部長 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律や同施行令及び公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を参考に決定しております。

○青木恒子 こういうことについては、検討をしたんでしょうか。

○教育部長 はい。先ほど申し上げた法律や手引を参考に決定しております。

○青木恒子 その基準というのは、標準基準です。そして、この基準っていうのは統廃合を決めていく上でとても大事なもんだと、全国でもそう思われています。

国が定める基準は、弾力的なものというふうな形で、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引で書いています。そして、市町村による検討状況ということも書いていますが、その手引のほうは十分読まれたんでしょうか。

○**教育部長** はい。もちろん特別な事情の場合の弾力的な運用等、手引に書いてるといのは承知しております。

○**青木恒子** そのとおりだというふうに思います。

各設置者においては、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。国の標準の12から18とかというその数値を表わすわけでは決してないわけです。だから、各地方自治体で統廃合を決めるときに、我が町はどういう適正基準にしようかという議論が教育的理念も入れて議論されているところです。

各市町村が学校統廃合の適否を検討するための一つの参考として標準基準はあるわけですが、学校規模の基準は特別の事情があるときはこの限りでないといわれている弾力的なものです。先ほど部長がおっしゃっていただいたとおりです。学校規模の適正基準の判断については、学校設置者である各市町村が当該学校都市部にあるのか、過疎地にあるのか、いろいろ含めて地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うものです。こういうふうに行ったんだということを市民に明らかにすべきですし、議事録に残しておくべきだというふうに思います。

そして、統廃合を進めるに当たって、例えば香芝の実態ですけれども、交通事情があります、たくさんの駅があります、そして国道も走っています、狭い地域の中でとても通学路が危険な場所でもあります。そういう香芝市独自性を考えて、本来なら適正規模を教育的理念に基づいて検討していくことが大事だというふうに思っています。

確かに文科省の手引は読まれたというふうには思うんですが、その手引に沿っていないということ、何か判明、私はそういうふうに理解したんですが、いかがでしょうか。

○**教育部長** 今特別な事情という理解です。もちろん今後の検討会議では、そういった部分も審議していただけるとは思いますけども、今特別な事情ということで考えておりますのは、例えば山間僻地、離島、また統合するには距離が遠過ぎる、もしくは市町村に1つしか学校がなくて統廃合ができないとか、そういった部分だというふうに私は捉えております。学校は、香芝はもともと4つの小学校からスタートしているという実態がある中で、距離的な部分、そういったところを考えていっても、するしないはこれからですけども、再編ができる環境にあると、そのように考えております。

○**青木恒子** 再編がある地域とおっしゃいますが、子供の通学というのは安全があってはじめて保障される問題です。大きな踏切を越えていく、道路を越えていく、そういうことが不安なわけでありますから、そういうことも弾力的に考えていくべきだと、そういうふうに思います。

それでは、2つ目の質問に行きます。

香芝市で最も近場にある統廃合に取り組んだ王寺町がありますが、研究されてるとは思うんですけども、教育委員会からの考えは基本方針だったのでしょうか。まず、王寺町の教育委

員会の手順を教えてください。王寺町の教育委員会が基本方針を出して決めていったのかどうかということについて教えてください。

**○教育部長** 王寺町のホームページで参考にした手順でございますけども、平成27年12月に小中一貫教育の推進を目標とする王寺町教育振興ビジョンを策定されました。平成28年5月には、王寺町義務教育学校設置検討懇話会を設置し、義務教育学校設置について検討が始まったようでございます。その後、2回、合計3回の懇話会とタウンミーティング3回を3日間開催され、総合教育会議を経て懇話会の答申が出たようでございます。その後、王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針を策定し、パブリックコメントとスクールミーティングを実施し、総合教育会議を経て、王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針を策定されました。そして、教職員説明会後に保護者説明会を経て、義務教育学校設置に至ったと、そのように、捉えております。

**○青木恒子** まず何よりもこういう計画を立てるに当たって、小中一貫校のことも書いてあるわけですから、一番身近に行けるところを研究されていないということに驚きが隠せません。

私自身も王寺町に行きましてお聞きしましたら、結構丁寧な、通学路に関する委員会、制服に関する委員会、事細かくやられておりました。ホームページでは、そういうところは省きますので、ぜひとも近くでするので調べてほしいというふうに思います。

それで、まずでもこの今の経過をお聞きしたら、王寺町教育振興ビジョンというのは、誰が企画してるのかも分かりませんし、主語がありませんし、そのあたり、また今後研究していただきたいというふうに思います。

しかし、まずは方針があって、その後委員会を開いたということではないということだけは事実であります。文科省の手引を中身としては守っているということが分かるというふうに思います。そう意味では、今後とも王寺町の調査など視察も含めて、部局としてよろしくお願ひしたいと思います。

そしたら次、2問目行きます。

学校再編の基本方針PDC Aサイクルを大事に香芝市ではしていますが、この学校再編の基本方針でこれを重視して取り組まれたかどうか、お聞きします。

**○教育部長** 基本方針自体は、教育委員会の考え方をお示ししたと以前から申し上げてますけども、そういったことですので、PDC Aサイクルにより作成したものではありません。

**○青木恒子** 9月の議会でもすごくこの質問の時間が延びたんですが、この方針については教育委員会の考え方をお示ししたということが随分言われたわけですが、PDC Aサイクルは、香芝市の行政はすごく大事にされてるというふうに思います。プランのことがPです、それが計画です。そこにはこういうふうには書いています。それぞれの計画などに市民のニーズなどを

反映し、より充実した計画を作成し、市民の声を聞いて計画しましょうと。そのPの横にその矢印が入ってるわけです。矢印を聞いた上で教育委員会がお考えを示したのならそれは理解できるわけですが、教育委員会のお考え方はどこを基につくられたんですか。

**○教育部長** プランは、確かにおっしゃるように計画です。香芝市は、今後香芝市施設等長寿命化計画、これを見直すために今回の再編方針を作成しているわけで、この計画については、計画を見直して、その後の計画についてはプラン、それから実行、チェック、それからアクションという形で回していくことになると思いますけども、そもそもそれをつくるための方針を出しているだけですので、それについてPDCAサイクルというのは、なかなかそういう考えは、発想が及ばないです。

**○青木恒子** それは、ちょっと理屈が合わないと思います。お返事がおかしいというふうに思います。

プランを立てるに当たっては、市民の声を聞くという、そして基本方針はそういうふうな声を聞いていない市民の人が見られるわけです。ホームページであっこういう計画でいくんだ、大変だとなるわけですから、そういうのが逆さまの論理だというふうに思います。

香芝市のように、地域や市民の声も聞かないで、教育委員会が基本方針を決め、その後に審議会をつくって統廃合を進めてる自治体はほかにあるんでしょうか。

**○教育部長** 香芝市と同様の自治体があるというような情報はお聞きしておりません。

**○青木恒子** それはそうです。当然ありません、どこにもないはずですよ。香芝市のやり方が異常なわけです。文科省の手引を利用して皆さんはつくっておられる。そして、統合を行う場合の検討体制の工夫とか全国的な取組とか検討、プロセスは、文科省の手引にきちっと書いています。

1つ目に地域や保護者の代表に検討委員会の委員として参画してもらおう。2番目、検討前や検討途中で保護者や地域住民のニーズや意見を聴取するためのアンケートや校長会、パブリックコメントを行う。3つ目にアンケート、学齢の児童・生徒の保護者のみならず、就学前の児童の保護者や子育て予定をしている世帯の意向も適切に把握する。4つ目、広報誌、タウン誌で検討委員会における検討状況をきめ細かく情報提供する。この基準を、このプロセスを大事にしなさいということが文科省で出てるわけですが、これは逆ではありませんか。

**○教育部長** 朝の中井議員の代表質問のときにもご答弁させていただいてますけども、今回教育委員会の考え方をお示しして、今後香芝市望ましい学校環境検討委員会、こちらのほうで意見等を聞いて、またその会議の内容も開示しながら進めていくということですので、特に手順がおかしいとか間違ってるということはありません。

**○青木恒子** 文科省が示しているのと違うということについて、おかしいことはないというこ



とおっしゃるわけですか。

**○教育部長** 文科省の手順と変わった手順で行ってるという、そういったものでないと考えております。

**○青木恒子** 今お話を聞いている市民の人は驚かれると思います。先ほど検討プロジェクトの順番をお伝えしたのとは違うんですよ。教育委員会のお考えをさっき示したんですよ。よそでは、まず先に検討委員会を持って、市民の声を聞いて、それから教育委員会からお話をするという、それを逆と言わずして何というんでしょうか。

次の質問に行きます。

11月25日に鎌田小学校において教育委員会からの意見交換会がありました。そして、その中で140名の参加があつて、たくさんの声が上がったというふうにお聞きしているところです。それついでの見解、その様子について教えてください。

**○教育部長** 鎌田小学校での説明会でございますけども、地域の方々の鎌田小学校への思いとたくさんの反対のご意見も賜りました。また、まちづくりのことも考えてほしいと、そういったご意見も賜っております。また、検討委員会にはそのご意見も伝えてまいりたいと考えております。

**○青木恒子** 鎌田小学校の意見交換会では、嘆願書を3,737出したというふうにお聞きしています。そして、質問は何で鎌田小を振り分ける理由はどこにあるんだという質問があつたり、校区を変えてはいいではないかと、そして文科省の手引と違うじゃないか、順番が逆ではないかと、そして奈良県では過疎地の統廃合は進んでるんですけども、香芝市はこれは250、小規模に当たらないんじゃないかと、そういう声が出たというふうに思います。そして、地域の方からは、この鎌田小学校があるからすばらしい教育もされ、住まいやスーパーや病院もできた。まちづくりをどう考えているのか、そういう声です。香芝市の統廃合の決め方は、全国から見ても異常だと。決められた方針は、統廃合一択であると。学校再編方針の具体化のための望ましい検討会議で、じゃあ是非は問われるのかどうか。中止になることはあるのかどうか、そういう不思議な質問もあるわけでありまして。

私は、これは文科省の手引ですごく納得いくものがあつたわけです。文科省の手引を読みます。

地域コミュニティの核としての性格への配慮。

鎌田小学校の意見交換会でもまちづくりのことを考えてくれないという意見がたくさん出ました。文科省の手引にも書いてます。

学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来

の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます、こういうことが文科省の手引に書いています。

結構厚いものですので、やっぱりすごくそこのところは市民にとっても大事にしていっていただきたいという願いがありますので、生かしていただきたいというふうに思います。

次、行きます。

9月議会で私は質問したんですけども、長寿命化計画の個別計画がホームページから削除されたら、驚いたばかりであります、4月のホームページの内容も相違が出たり、データが削除したり、追加改定など、そういうふうになってるということで、市民から不信の声が上がってるわけですが、そのことについて回答をお願いします。

**○教育部長** これも午前にご答弁させていただきましたけども、現在のホームページでお示している内容は、4月にホームページにアップした内容を分かりやすくしたことと、今後の進め方のイメージ図ですね、これを追加したもので、特に内容を変更したものではありません。

**○青木恒子** これは、大きく変更しています。4月のホームページではこういうふうに書いています。基本方針の進め方として、ホームページ読みます、香芝市学校施設長寿命化計画を見直すための基本方針として、基本方針を作成しました。香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の進め方として、今後適切な時期に関係各学校ごとに保護者や地域の皆さんに再編について説明するとともに、ご意見を求めてまいります。そして、意見集約後に計画をお示しし、学校再編を進めてまいりますと。意見を聞くというのが4月のホームページにあったのですが、いざ説明したのは11月25日の鎌田小学校のみです。説明会では皆さんの意見を集約して計画に生かしていく、そういうふうに書かれていることが実施されなかったわけです。そして、そのときの計画の中には望ましい学校環境を考える検討会議なんかは載っていませんでした。

こういうふうな形でホームページの中を、そこ削除したりとか、あと追加してることについては、11月2日に更新されてるのは、基本方針内の学区ごとのイメージに表記されてる年数については、個別計画策定後に変更になる場合がございます。これどこで検討されたんですか。検討会も開かれていないのにそういう改定を記載するというのはいかなものかと思うのですが、どうでしょうか。

**○教育部長** まず、説明会等のお話ですけども、当初適切な時期にということで書かせていただいております。こちらについては、まず教育委員会が基本方針をお示ししまして、香芝市の望ましい学校環境検討委員会、こういった委員会の中で意見聴取、そういったものもいただいた中で時期を見て、その説明をするべきときに説明をすると、そういった意味で、特に変更はないと考えております。

あと、もう一つの時期についてですけども、ご意見を賜りました。ただ、その方針自体を書き換えることはございませんが、今後検討する中でそういう変更もあり得るということに記載させていただいておいたわけでございます。

○青木恒子 意見を誰から聞かれたんですか。意見を聞いたら必ずそう変更してくださるんだったら殺到しますよ。

○教育部長 意見は、いろんなところからその時期についてはご意見もいただいたこともあります。ただ、方針自体に書き換えることはできませんが、今後検討するというので、それは出しておこうと、教育部内部で判断したものでございます。

○青木恒子 その方針自体が条例で通ってる内容ですよ。そこについて時期を変更するなどはとんでもないことだというふうにちょっと思うんですけども、そのことが一つと、それと関係学校区には保護者や地域の皆さんに再編について説明しに行くと教育委員会は言ってるんですよ。そして、8か月後、鎌田ですよ。後、どうされるんですか。この計画は、ホームページに出された計画は、市民はこれ思ってますよ。それをほごされるわけですか。

○教育部長 まず、適切な時期ということでお示ししております。それと、今方針を立てて検討しますけども、学校を廃止するとか、そういったことはまだ教育委員会会議にも諮っておりませんし、その後、そういうのに諮ってまで条例等をかけないといけないんで、まだそこまで全然行ってない状況でございます。

○青木恒子 学校再編の方針の具体化と検討ですよ、あの条例に載った、香芝市附属機関設置条例の一部改正の条例は、香芝市望ましい学校環境検討委員会、これは条例です。学校再編方針の具体化の検討、是非の検討なんか書いてませんよ。そして、及び長寿命化個別計画についての調査をすると。これについては分かりますけれども、これ方針は教育委員会出したやつじゃないですか。それを是非は問えるんですか。この条例とは異なってくるじゃないですか。

○教育部長 あくまでも再編方針を具体化するに当たって今出している教育委員会の考え方というのを今後検討委員会を出していただくわけでございまして、今この方針自体は教育委員会会議でお諮りして決まりました。それを議会のほうの5年間以上の計画ということで議会のほうにも出させていただいてるところがございしますが、これについてしっかり検討して、その答申をいただいて、その結果を改めて教育委員会会議にお諮りしていくことになるかと考えております。

○青木恒子 この条例見てください。学校再編方針の具体化ですよ。この方針の具体化ですから、方針の是非も問えるわけですか。そういう条例にはなってませんよ、この文章からは。

○教育部長 是非っていうか、白紙とかというのはないと思います、考え方をお示ししてるんですから。何度も答弁の中でも、午前もありましたけども、方針をお示して、その内容を審

議していただいて答申をいただく。ですから、それに基づいて変更を加える必要があれば、また教育委員会会議に諮ると、こういったことになると考えております。

○青木恒子 鎌田小学校の説明会において、教育長は是非も書き入れるとおっしゃいました。しかし、玉村課長は基本方針は変えませんと。どちらが正しいんですか。そういうことを言うから市民が混乱するんです。

今言ったことについての見解を教育長にお尋ねします。

○教育長 失礼いたします。望ましい学校環境検討委員会では、基本方針を基に様々な諸問題について検討していただこうと考えています。これは、朝言ったとおりです。そして、その結果、基本方針と異なった結果が出るだろうということも考えています。

○青木恒子 よく分かりました。是非も問われるということが分かったので、教育長のおっしゃられたことが正しくて、玉村課長が違うかったということが明らかになりました。

ということで、このことについてちょっと市長にお尋ねしたいというふうに……。

○教育長 玉村課長の言ったことも私の言ったことも全く一緒やと思っております、私は。同じことを言っているとしますよ。基本方針は教育委員会から出しております。それについては、是非については、検討委員会で諮っていただくということでございますので、一緒です。

○青木恒子 じゃあ、是非も含まれてるということがよく分かりました。

そしたら、お尋ねします。

今度の、続きなので、香芝市の望ましい学校環境検討委員会、このことについてお尋ねします。

15名の委員を選ぶということになってるんですが、その委員を公正にしていきたいと、公正公平なものにしたいということの中井議員の質問でお答え聞いたわけですが、それは公正公平な具体的な基準をどう考えておられるか、教えてください。

○教育部長 公正公平ということで、様々なデータや情報を基に審議を適正、公正に進める方を選んでいただいて、最終教育委員会会議でお諮りしたいと考えております。

○青木恒子 要望としましては、有識者といったら、やはりこの統廃合のことに堪能な方お願いしたいということが一つと、この統廃合について賛成なんだ、反対なんだっていう両方の方を選んでいただきたいと。これが公平公正なやり方だと、市民は注目してますので、そういうことをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしたら、市長にお尋ねします。

令和2年6月に香芝市議会があって、市長になられてすぐの所信表明がありました。このことについて、教育施設に関して云々ってあるんですけども、このときに統廃合の問題、そういうことは言われたんでしょうか。

○市長 いえ。話しておりません。

○青木恒子 一部だけちょっと抜き出しました。市長は、こういうふうにおっしゃられました。教育施設に関して、香芝市学校施設長寿命化計画を進めてまいります。こういうふうに進めてるんですけども、急遽変わったわけですね。私は、さっきからずっと言ってる香芝市公有財産有効活用検討会議がなかったらこうなっていないのではないかと。市民もこう混乱しなかったのではないかとこのように思うのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長 会議は公的なあれではないので、おっしゃってる会議っていうのが何かの権限を持つてるわけではございませんので、それが直接的に影響があったとは考えておりません。

○青木恒子 残念ながら、でもそこで出された案が全て同じです。一言一句同じなんです。だから、市民は不思議がってるんです。

そして、ちょっと1つ記録を見つけたんですが、2019年4月の教育委員会会議において、総務課長のほうから、前ですね、前総務課長が校舎の老朽の程度も様々なので、従来大規模改修という形で大きくやっていたのですが、より細かく状況を見ながら管理していくため、長くは30年、40年先を見据えた形での計画です。今年度末完成を目指します。何と完成目指したのは2020年3月ですよ。そして、これを大きく変動していく。これは、本当に降って湧いたような唐突な案だということについてお知らせしたいというふうに思います。

#### 「生活保護について」

○青木恒子 次の質問に参りたいと思います。

生活保護についてお尋ねします。

生活保護について、生活保護制度は経済的弱者を救う制度です。戦後、多くが家を失った中で絶望せずに暮らせるようにとつくられたセーフティーネットです。

2年前、私は議員同行に関する質問の中で、それをきっかけとして懲罰にかかり、そして昨年の12月には4日間の出席停止になった経過があります。不当なことだということで、これについては、今裁判してるわけですが、1月16日に判決が下りる予定です。そして、この議員同行について、特にお尋ねします。他市の議員同行の状況はどうなっているか、教えてください。

○福祉部長 他市の議員同行の状況につきましては、こちらで調べたことございませんので、把握してはございません。なお、奈良県のほうにも確認いたしました。それぞれの福祉事務所における議員同行の状況については把握していないとのことでございました。

○青木恒子 奈良県の生活保護行政をよくする会が2023年1月に調査をした結果、議員同行

に問題なしとするのは、香芝市以外 16 市町村全てでした。そして、京都におきましても、亀岡も謝罪をして今実施しているところです。私も奈良県のほうに電話しました。電話したところ、申請者の同意があれば第三者の同行は行っていると、そういうこともお聞きしています。議員同行しないこととしている香芝市の状況が全国にもほとんど例がなく、全国生活保護問題調査団は、この件でも記者会見を行い、全国から香芝市の生活保護行政が注目されているという事態です。その見解について教えてください。

○**福祉部長** 当該団体が記者会見をされたことは、新聞報道で知ってございますけれども、市民団体の方が行った会見についての見解については、特に申し上げることはございません。

○**青木恒子** 2023 年 2 月 14 日にこの調査団と共に生活支援課の課長とも懇談を行ってまいりましたから、具体的なことは課長もよくご存じだというふうに思いますし、こういう中身については切磋琢磨して、それこそ各市町村が生活保護行政をよくしていこうとするわけですから、近隣の情勢もつかんでいってほしいというふうに思います。

次に、質問参ります。

市長にお伺いします。3 月 24 日に香芝市生活保護問題調査団のほうから文書での質問が出されました。貴市が生活保護の相談、申請時に市会議員の同席を認めていないというのは事実ですかということで、市長のほうからの答弁をお願いします。

○**市長** その回答については、生活保護法や厚生労働省からの通知等においては、申請時の同行を禁止する定めはないと理解しており、香芝市議会議員でない支援者の同行はお断りしていません。しかし、香芝市議会議員の方々については、市議会において政治倫理条例第 2 条第 1 項に抵触する行為とされてることから、市としても議会の意見を尊重し、同席はご遠慮していただいているところでございますと回答しております。

○**青木恒子** 支援者の同行はお断りしていません。これは、生活担当課の方もそういうふうにおっしゃられてました。

市長回答ではこういうふうに言ってるわけですが、9 月議会で川田議員の代表質問で、個人情報保護の観点から第三者の同行も基本的に認めないとなる、なおさら注目の的になるような回答が出されたわけですが、行政の見解の一貫性のなさには大きな問題があるというふうに思います。

このことについて、前、上平総務部長のほうからお答えいただいたんですが、その見解についてちょっと教えてください。

○**総務部長** お答えいたします。

まず、市長の回答、もしくは議員のほうは見解と表現されましたが、これより変更したのかということについてございます。変更はしておりません。私のさきの議会における答弁とのそ

ごはないものと考えます。私は、当該答弁において複数回にわたり、生活保護申請に関する事情聴取等においてはとケースを限定した、申請時の同行のケースについては答弁していない。また、答弁後半部分では意思の疎通やコミュニケーションに支障がある人に対する合理的配慮の必要性を論じるとともに、申請権の侵害はあってはならないことであると申し上げた。

以上のように記憶してございます。

○青木恒子 ということは、市長答弁のほうで方針はよろしいのでしょうか。

○総務部長 今申しましたように、市長の回答と私の答弁にそごはないと。市長の先ほどの答弁にもありましたように、生活保護法や厚生労働省の通知等においては申請時の同行を禁止する、この申請時の同行という部分があったとございます。私の答弁には、先ほど言いましたように申請時の同行についての答弁はしてない。あくまでも事情聴取、面談のケースについて個人情報保護の観点からの答弁をさせていただいたということです。

○青木恒子 ということは、内容によるということだというふうに理解してよろしいですか。例えば、調査をするのは市の職員がするわけです。そこでしません。事情聴取だって、そこで聞くことと聞かないことがあります、預金通帳の内容とか含めてはね、後で聞くわけですけれども。そういうことも含めて、そこは担当で判断していくということでもよろしいですか。

○総務部長 お答えします。

ちょっと議員のおっしゃってることがあまりよく理解できないんですけども、9月の私の川田議員に対する答弁まず読んでいただきたいという気はするんですけども、ケース・バイ・ケースによるという場合でなしに、例えば申請書を持参されるときに第三者の同行があっては駄目か、これについては市長も申し上げましたように、生活保護法であったり、その部分では禁止してないですよということです。

私の言いますのは、いわゆる市の職員であったり、ケースワーカーのほうが具体的にいろんなプライベートなことを聞く場面は当然あるわけでございますよね。そういう場面については、本人以外の第三者に入ってもらうことは好ましくないということです。

○青木恒子 県の見解とも違うということもありますので、今後またちょっとそのあたりは検討していただきたいというふうに思います。

それでは次、このように個人情報の観点ということで別室利用の促進を進めていただきたいと思います、どうでしょうか。

○福祉部長 9月議会でもお答えしましたとおりでございますが、生活保護専用の相談室はございません。主に相談はカウンターや生活支援課前の相談ブースで行っておりますが、ご要望いただいで以降、相談時にはこちらから相談場所についてここでもよろしいですかと声かけを行うよう努めてございます。

○青木恒子 先ほどもすぐく守秘義務も含めて大変なことだというふうに思いますので、部屋の確保ということについてはお願いしたいと思います。

生活保護のしおりについてお伺いしたいというふうに思います。

奈良県の県内 14 福祉事務所で生活保護のしおりの改定について県に改善指導の申入れを行ってきました。そこで、11 月時点で改定しなかったのは 3 市町村、香芝市入っています。そのため、生活保護のしおりは香芝市は全体で 12 位ということで、その見解を教えてください。

○福祉部長 当該調査が行われたことは知ってございますが、どういった基準により採点され、順位づけをされているかは把握してございません。2022 年度に実施されたとき、上位で評価されていたことから、他市が改定されたことによる順位変動と考えてございます。

本市におきましては、相談者との対話による相談を重視してございます。保護のしおりにつきましては、相談の入り口と捉えており、相談者に寄り添った相談の中で相談者の抱える問題や悩みを聞き取り、解決策についての的確な助言を行うよう努めていることから、この 12 位の位置づけについては、特に申し上げることはございません。

○青木恒子 このことは、県のほうからいろんな資料も送られているはずですので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

そして、このしおりは利用する人にとってとても大事な問題です。このことが分かりやすくなっていないんじゃないか。奈良市では 20 ページ、香芝では 10 ページ、少なければいいという問題ではないというふうに思います。そういうことが、例えば生活保護の受給率最下位です、これ 2020 年ですけども、1,000 人に対する 4.65 人が香芝です。そして、多いところでは 28.86 人。それは、地域によって違うと思いますが、その行政の遅れというふうに感じていますので、今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

#### 「自衛隊員募集目的で香芝市からの 18 歳・22 歳の住民の名簿提供していることについて」

○青木恒子 次の質問に入りたいと思います。

4 つ目の自衛隊員募集目的で、香芝市から 18 歳、22 歳の住民の名簿提供していることについてお尋ねします。

日本は、今戦争する国に向かっていきます。岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有や 5 年間で 43 兆円もの軍事費を支出する大軍拡を進めています。その一方で、人的基盤が思うように行っていません。そこで、自衛隊員募集を強化するために名簿提供要請を強めています。自衛隊への個人情報の提供は、若者を戦場に送り出すことに自治体が加担することにほかなりません。

香芝市では、18 歳、22 歳の市民の住民基本台帳、紙媒体で提供していることについてお伺



いします。中井議員からも質問があったと思うんですが、根拠について答弁のほうよろしくお願ひします。

○**危機管理監兼生活安全部長** 提供させていただいております根拠法令でございますけれども、こちらにつきましては自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条でございます。

○**青木恒子** 香芝市では写しを提供されているということですが、閲覧しておられる自治体もあるというふうに聞いているのですが、ご存じでしょうか。

○**危機管理監兼生活安全部長** 閲覧で対応しておられる自治体でございますけれども、県内12市のうち橿原市と御所市の2団体が閲覧で対応しておられます。

以上でございます。

○**青木恒子** ということは、自治体で提出するかしないかは判断してもよいというわけだというふうに思います。

生活保護でも、先ほどの個人情報の大切さを行政としても考えていくわけですから、行政としての一貫性も必要というふうに思います。

個人情報は人格の一部であり、行政機関は個人の情報の保有、管理に際して住民を個として最大限に尊重しなければならないというふうに思います。個人情報が知らないうちに他機関に提供され、知らないうちに利用される個人情報漏えいになり、憲法違反だと考えます。今奈良市では、全国で初めて18歳の高校生が市長を提訴する準備が進められています。今年度から自衛隊への情報提供を望まないという方について、除外の申請も受けておられると聞いていますが、そうした制度をスタートさせた背景を教えてください。

○**危機管理監兼生活安全部長** こちらにつきましては、令和5年2月に近い将来、ご自身の情報が情報提供となられる方より私どものほうに情報提供の除外申請を受け付けている自治体がある、香芝市においても除外できないかとの申出がございました。これを受けまして、関係所管と協議を行い、本市におきましても除外申請を受理するように対応する運びとなりました。

○**青木恒子** ありがとうございます。

情報提供の除外申請が可能になったことは、市民にとって選択肢が一つ増えたということで、一歩大きな前進の対応であるかと考えます。

今後、除外申請の周知方法などについてどのように考えておられますか。

○**危機管理監兼生活安全部長** 周知についてでございますが、現在広報紙及びホームページにて周知させていただいております。

今後これが基本となりますけれども、ほかの周知方法、こちらがございましたら引き続き関係所管のほうと協議してまいりたいと考えます。

○**青木恒子** 今このほどオンラインだったりとか、いろいろ進んでますので、そのあたり、若

者が利用されやすいような提供の仕方ということを工夫していただきたいというふうに思います。

この外部提供は、個人情報保護法や住民基本台帳法に違反すると私は思っています。生活保護行政においても、個人情報保護は職員の守秘義務と共に重要と思っています。引き続き、市民の個人情報を守るという観点で協議していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。